# 「家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集」の結果について

令和８年４月１日
農林水産省畜産局

家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令案について、令和８年１月 30 日から同年２月 28 日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において２件の意見・情報が寄せられました。

お寄せいただいた意見･情報の概要及びそれに対する考え方を別紙１のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

また、家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令については、別紙２のとおり制定することといたしました。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに､今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先
農林水産省畜産局畜産振興課
電話：03-3502-8111（内線 4913）